

「埼玉県道路交通環境安全推進アドバイザー会議」規約

(名称)

第1条 本会議は、埼玉県道路交通環境安全推進アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 アドバイザー会議は、埼玉県道路交通環境安全推進連絡会議（以下「推進連絡会議」という。）に対して、主要施策の実施に関する技術的助言、主要施策の効果評価に関する指導・助言、道路交通環境の安全を図るための新規施策に関する助言を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 アドバイザー会議は、推進連絡会議の委嘱を受けた道路交通安全に関する学識経験者、関連団体の代表等により構成する。

2 アドバイザー会議には議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(アドバイザー会議の開催)

第5条 アドバイザー会議は、推進連絡会議の要請に基づき、議長が招集し開催する。

(検討内容)

第6条 アドバイザー会議は、次の事項について審議、検討を行なう。

- (1) 地域の道路交通実態を踏まえた主要施策の実施に関すること。
- (2) 対策効果の評価及び評価効果の施策への反映手法に関すること。
- (3) 道路交通環境の安全を図るための新規施策の提案に関すること。
- (4) 推進連絡会議の要請による現地調査。

(事務局)

第7条 アドバイザー会議の事務局は、埼玉県警察本部交通部交通規制課、国土交通省大宮国道事務所及び埼玉県県土整備部道路環境課が共同でその任にあたるものとする。

なお、推進連絡会議議長の任にあたる機関が代表事務局を努めることとし、会議開催に必要な経費は代表事務局において負担するものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、会議に必要な事項は、アドバイザー会議の意見を踏まえて推進連絡会議が決定する。

附則 この規約は、平成15年9月9日から施行する。

附則 この規約は、平成17年6月14日から施行する。

埼玉県道路交通環境安全推進アドバイザー会議 構成員

	機 関 名	役 職	氏 名
1	埼玉大学大学院	教 授	くぼた ひさし 久保田 尚
2	首都大学東京 システムデザイン学部	教 授	まつい たけみ 松井 岳巳
3	NPO法人 地域総合生活デザイン研究所	研究員	かつた とおる 勝田 亨
4	埼玉新聞社	編集局長	よしだ しゆんいち 吉田 俊一
5	(一財)埼玉県交通安全協会	専務理事	えのもと よしじ 榎本 芳司
6	(一社)日本自動車連盟埼玉支部	事業課長	いずはら まさひろ 出原 正洋
7	(公財)大原記念労働科学研究所	協力研究員	たけうち ゆりこ 竹内 由利子